

## 東紀州環境施設組合公告第1号

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を実施するため、同施行令第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに東紀州環境施設組合契約に関する規則（令和3年規則第12号）第6条に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

### 1 入札に付する事項

#### (1) 事業名称

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業

#### (2) 事業場所

三重県尾鷲市矢浜真砂地内

#### (3) 事業概要

本事業は、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町（以下「5市町」という。）で発生する一般廃棄物を処理対象とするエネルギー回収型廃棄物処理施設を建設するとともに、建設後20年間の運営を行うものである。

#### (4) 事業期間

ア 設計・建設期間：事業契約締結日から令和10年3月まで

イ 運営期間：令和10年4月から令和30年3月まで（20年間）

#### (5) 事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

(イ) 本施設の設計に関する業務

a 本施設の設計

b 東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

- c 組合の交付金申請支援
- d 設計に係る許認可申請等
- e その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の建設に関する業務

- a 本施設の建設
- b 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- c 建設工事に係る許認可申請等
- d その他これらを実施する上で必要な業務

(ウ) 本施設の運営に関する業務

- a 運転管理業務
- b 維持管理業務
- c 測定管理業務
- d 防災等管理業務
- e 運営関連業務（行政視察対応の支援も含む。）
- f 情報管理業務
- g 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- h その他これらを実施する上で必要な業務

イ 組合及び5市町が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- a 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
- b 本施設の交付金申請手続【組合】
- c 本施設の設計・建設モニタリング【組合】
- d その他これらを実施する上で必要な業務【組合】

(イ) 本施設の運営に関する業務

- a 本施設への搬入可能物の搬入【5市町】
- b 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の運搬【組合】
- c 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の資源化又は最終処分【組合】
- d 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
- e 行政視察対応【組合】
- f 運営モニタリング【組合】

g その他これらを実施する上で必要な業務【組合】

(6) 予定価格（入札書比較価格）

本事業における予定価格（入札書比較価格）は、次のとおりである。なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

予定価格 20,404,340,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

入札書比較価格 18,549,400,000 円（予定価格の 110 分の 100 の額）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数企業によるグループで構成する。

イ 特別目的会社を設立する場合においては、応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 応募者は、構成企業の中から「(2)イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件」をすべて満たす 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 応募者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運營業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・建設の主たる業務は、代表企業が行うこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

カ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

キ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。

a 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以

下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 67 条第 1 項又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

ク その他、上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成企業となることはできない。

ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 入札参加資格要件

応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 共通の入札参加資格要件

5 市町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者。

イ 各業務を行う者の要件

(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者は代表企業とし、次の要件を全て満たす企業であること。

a 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

b 5 市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。

c 次の要件を全て満たす地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業を元請として受注し、竣工した実績を有すること。

① 平成 25 年度以降に竣工した施設

② 全連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式はストーカ式焼却炉に限る)

③ DBO方式による事業

d 建設業法(昭和24年法律第100号)における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。なお、監理技術者は、当該企業と直接的な雇用関係にある者であること。

(イ) 本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件

本施設の建築物等の設計業務を行う者は、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者又は建築物等の建設業務を行う者のうち、次の要件を全て満たす企業であること。

a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一般又は建築一式工事に登録されていること。

c 地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業における建築物等の設計を一括して実施した実績(下請けも可とする。)を有すること。

(ロ) 本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件

本施設の建築物等の建設業務を行う者は、複数の構成企業とし、少なくとも1社はa、b及びcを満たすこととする。また、少なくとも1社はb、d及びeを満たす企業であることとする。

a 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一式工事に登録されていること。

c 地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業における建築物等の施工を一括して実施した実績(下請けも可とする。)を有すること。

d 5市町のいずれかに本店があること。

e 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が600点以上であること。

(エ) 本施設の運營業務を行う者の要件

本施設の運營業務を行う者は、代表企業又は代表企業を含む複数の構成企業とし、少なくとも1社は次の要件を全て満たすこと（代表企業のみの場合には、代表企業が次の要件を全て満たすこと。）。

a 次の要件を全て満たす地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の運転管理業務を元請として受注（当該事業における特別目的会社からの直接受託を含む。）し、1年以上の運転管理業務実績を有すること。

① 平成25年度以降に竣工した施設

② 全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る）

b 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験・実績を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

ア 5市町のいずれかから資格（指名）停止措置を受けている者

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

カ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

キ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同

法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

ケ 東紀州環境施設組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（令和3年4月1日告示第1号）の措置要件に該当すると認められる者

コ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

- ・東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務の受託者  
八千代エンジニアリング株式会社  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

サ 事業者選定委員会の委員が所属する企業

#### (4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期限日とする。

イ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。また、落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業が(3)のアからサに該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該応募者との事業契約締結を行わない。

ウ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。なお、(3)のアについて、資格(指名)停止期間前までに申し出た場合には、組合はその事情等を考慮し、資格(指名)停止開始後であっても代表企業以外の構成企業の変更を認める場合がある。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(3)のアからサに該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情で

ある場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。

### 3 契約条項を示す日時及び場所

#### (1) 公表日

令和6年2月1日（木）

#### (2) 場所

東紀州環境施設組合ホームページ

(<https://www.higashikishu-efa.jp/>)

#### (3) 公表資料

ア	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	入札説明書
イ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	入札説明書 添付資料
ウ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	落札者決定基準
エ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 業務編
オ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編
カ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	要求水準書 添付資料
キ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	基本協定書（案）
ク	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	基本契約書（案）
ケ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	建設工事請負契約書（案）
コ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	運営業務委託契約書（案）
サ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	様式集
シ	東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業	提出書類の作成要領

### 4 入札手続きに関する事項

#### (1) 入札の方法

本入札は、総合評価一般競争入札により落札者を決定する。なお、本入札は、応募者が1者であっても実施するものとする。

#### (2) 入札に関する事項

ホームページで公表する入札説明書の「第3章 入札に関する事項」のとおりとする。

#### (3) 落札者の決定方法



ホームページで公表する落札者決定基準のとおりとする。

## 5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

#### ア 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、設計・建設工事費の100分の30以上に相当する金額を設計・建設期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に組合に納付する。

#### イ 運営業務委託契約

運営事業者は、運営業務の履行を保証するために、運営期間中の後半10年間（令和20年度～令和29年度）における年度運営業務委託費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営業務委託契約の締結時に組合に納付する。

### (3) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

ア 債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等の保証の提供

イ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証の提供

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）の提出

エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険の締結

## 6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った入札

(3) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(4) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札

- (5) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (6) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- (7) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

## 7 その他入札に必要な事項

### (1) 議会の承認

組合は、契約の締結に当たって、令和6年9月（予定）の組合議会への議案提出を予定している。

### (2) その他

本入札の詳細は、ホームページで公表する入札説明書等を参照することとする。

### (3) 入札に関する担当部署等

本入札に関する担当部署は、次のとおりとする。

東紀州環境施設組合

〒519-3671

三重県尾鷲市矢浜3丁目2番3号

電 話 0597-49-0080

F A X 0597-49-0081

E-mail [higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp](mailto:higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp)